

令和6年度 「皆さまから寄せられたお問い合わせ・ご相談、ご指摘などへの回答要旨」 5.教育・文化・スポーツ		
No.	件名・内容	回答
1	総合教育会議 （内容） 以下の3点を次回の総合教育会議で協議して頂くことを要望致します。 （１）令和4年度に市内中学校で起きた「いじめ重大事態」の被害者側（生徒本人・保護者）に対し、市長・教育長が未だ直接（面と向かって）謝罪をしていないことについて、早急に面会し、謝罪する方向で協議していただくことを要望致します。 （２）部活動の顧問をしている中学校の教員の勤務状況が法令違反の状態となっていることについて、どのようにして正常な勤務形態にするかを協議していただくことを要望致します。 （３）不登校児童生徒の居場所であるスペシャルサポートル(SSR)の整備（特に支援員の配置）について予算を計上する方向で協議をしていただくことを要望致します。	（１）に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に定める協議事項に該当しないため、総合教育会議において協議する予定はございません。 （２）（３）につきましては、次回以降の会議で協議をお約束できるものではございませんが、貴重なご意見として承ります。 （担当）秘書政策課（電話）048-775-3849
2	いじめ重大事態 （内容） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の四において総合教育会議の協議事項として「二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」としているいじめ重大事態についてどのように対応すべきかを協議せよと書かれているわけであるから当然、第三者委員会それに続く再調査委員会についていじめ被害者側から厳正な処分を求められている当事者である教育委員会が、どのように対応すべきかは協議内容となると思われますが、総合教育会議の協議・調整事項に該当しないというのであれば、上記の主張のどこが間違っているかの説明をお願い致します。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第2号では、いじめ行為等により現に被害が生じ、また被害発生の危険が切迫している「緊急事態に対応するための措置」を協議事項としております。本いじめ問題につきましては、上尾市いじめ問題再調査委員会において再調査が行われているところであり「緊急の場合」には該当しません。また、仮に、過去に当該いじめ行為が行われていたことをもって「緊急の場合」にあたるとしても、再調査における教育委員会の対応の適否の検証は、いじめ行為等による緊急事態への「対応措置」には該当しません。以上のことから、ご指摘の内容につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項第2号に該当しないものと解しております。 （担当）秘書政策課（電話）048-775-3849
3	柔剣道教室の参加申込みについて （内容） 剣道教室生徒（初心者課程）の申し込みは受付終了後も可能ですか。	申し込み可能な場合がありますので、ご相談をお願いします。 （担当）青少年課（電話）048-776-2488
4	学童の併設について （内容） 小学校の中に、学童を併設して欲しいです。	学童は利用者数に応じて、学童保育所専用の建物や小学校施設の一部を借用して保育を行っております。 （担当）青少年課（電話）048-776-2488
5	中学校の設備（エアコン設置）について （内容） 中学校の教室にエアコンを設置してください。	近年の猛暑化を鑑み、学校施設更新計画との整合性を図りながら、教室のエアコン設置の検討を進めています。 （担当）教育総務課（電話）048-775-9469
6	入学準備金貸付制度について （内容） 入学準備金の申請時期を教えてください。	入学準備金のお申し込みは、毎年10月申請と1月申請がございます。申請方法等につきましては、9月及び12月の広報及びホームページを参照ください。 （担当）教育総務課（電話）048-775-9469
7	シティマラソンの交通規制について （内容） シティマラソンの交通規制について、適切な対応をしていただけますか。	走路整理員や警察との連携を密に行い、迂回案内の方法や車両の誘導方法等を役員一同徹底してまいります。 （担当）スポーツ振興課（電話）781-8112
8	学校施設開放時のマナーについて （内容） 学校施設開放時の利用団体のマナーが悪いので、対応いただけますか。	各学校施設開放運営委員会を通じて、各利用団体に対し、利用時のルールや交通ルールを厳守するよう改めて周知いたしました。 （担当）スポーツ振興課（電話）048-781-8112
9	平塚サッカー場の利用手続きについて （内容） 平塚サッカー場を利用する場合、どのような手続きが必要ですか。	上尾市民体育館（平塚サッカー場指定管理者：上尾スポーツパートナーズ）で利用登録が必要となります。登録には、団体名簿や本人確認書類が必要です。詳しくは、上尾市民体育館へ直接お問い合わせください。 （担当）スポーツ振興課（電話）048-781-8112
10	公民館、集会所の利用について （内容） 公民館の体育室を利用しているが、冬の朝は寒いので、利用時間前に暖めてほしい。急激に暖めるよりも電気代は節約できるとされる。	公民館における冷暖房機器の使用においては、利用者が快適に施設を使用できるように配慮する必要があります。また、他の多くの公民館では、その日の気温や気候に応じて、始業時間前後から冷暖房を稼働させていることから、改めて各公民館に対し、日ごとの気温や気候に応じた配慮を依頼します。 （担当）生涯学習課（電話）776-9490
11	講座への参加について （内容） 講座を受講するには、経験のない人は参加でるか。	未経験の方でも参加していただける講座もありますので、講座内容をご確認ください。 （担当）生涯学習課（電話）048-776-9490
12	二十歳のつどいについて （内容） 現在上尾市に在住している満20歳の男性です。高校三年生まで住んでいた他市の成人式に参加したい。	式典は自治体ごとに企画・運営を行っております。ご希望の市へお問い合わせください。 （担当）生涯学習課（電話）048-776-9490
13	自習可能スペースについて （内容） 本館の自習可能スペースの利用可能時間を延長してほしい。	自習可能スペースの時間延長については、整理や調整をすべきさまざまな課題があり、慎重に考えなければならないと認識しています。なお、図書館では、本館施設の老朽化の解消と利便性向上のため、現在、更新計画の策定の際に検討させていただきます。 （担当）図書館（電話）048-773-8521
14	入学・転入学・編入学等に関すること （内容） 上尾市に転入する予定です。転入の際、就学に関する手続きについて教えてください。	.学務課で通学する指定校を確認し、転出及び転入する学校それぞれに、転居の連絡をお願いします。 上尾市での手続きとしては、住民票の異動手続きをしていただいたのち、学務課で転入学通知書をお渡ししますので、お立ち寄りください。 （担当）学務課（電話）048-775-9604

15	体験入学に関すること (内容) 海外から一時帰国する予定です。この間、こどもを市内小・中学校に体験入学させたいのですが、手続きについて教えてください。	体験入学を希望する学校（基本的には一時帰国時の居所の指定校）に、体験入学を希望する旨を連絡してください。また、体験入学届を記入いただき学務課に提出してください。 (担当) 学務課（電話）０４８－７７５－９６０４
16	下校時の防災無線放送について (内容) 防災無線の放送をやめるか頻度を減らしてほしい	防犯と交通安全の両面から児童が安心して下校するために放送しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。 (担当) 指導課（電話）０４８－７７５－９６７２
17	生徒のヘアカラーについて (内容) 中学生がヘアカラーをしているようです。許可されているのですか。	生徒の頭髪を含めた「生活のきまり」につきましては、生徒の発達段階、学校や地域の状況、時代の変化等を踏まえて、各校で定めております。 (担当) 指導課（電話）０４８－７７５－９６７２
18	学校・教員の対応について (内容) 校門近くで部活動関係者が喫煙しているのを見かけるため、改善してほしい	学校長に情報提供し、生徒への悪影響や近隣住民への配慮の必要性について該当者に指導するよう指示します。 (担当) 指導課（電話）０４８－７７５－９６７２